

# 物流版Web-EDIガイドライン (第1版)

平成23年3月

社団法人日本物流団体連合会 物流EDIセンター

# はじめに

本ガイドラインは、物流業務の企業間取引に適用するWeb-EDI（物流版Web-EDI）を導入する場合の標準的な指針を示したものです。

Web-EDIが、企業間の情報交換・情報共有の手段として急激に普及してきていますが、多くの中小企業が対象となるクライアント側では、多端末現象ならぬ多画面現象を招き、社内システムとのデータ連携時に再入力が発生するなどの問題点が指摘されています。

また、経済産業省が平成20年8月に改訂発行した「素形材産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（素形材産業取引ガイドライン）には、「業界標準に準拠していないWeb-EDIの使用を取引先に要求することは、下請法第4条第1項第623号の自己の指定する物や役務を強制して利用させる行為に該当するおそれがある」との記述が盛り込まれました。他分野の下請適正取引等ガイドラインにも同様な記述が盛り込まれていくものと思われます。

荷主企業の3PL事業者へのアウトソーシングの拡大に伴い、物流事業者相互間の取引の比重が高まってきており、下請法を考慮した対応がますます求められる状況になってきています。

物流業界としてこれらの課題、すなわち、Web-EDIの弊害を解決するため、そして下請法に対応するため、本ガイドラインを作成することとしました。

本ガイドラインでは、物流版Web-EDIの構築にあたって対応すべき、あるいは対応することが望ましい事項をまとめたものです。自社で物流版Web-EDIを構築する際には本ガイドラインに従って進めていただき、取引先が物流版Web-EDIを構築しようとした際には、本ガイドラインを紹介いただくなど、有効に活用いただければ幸いです。

最後に、本ガイドラインの作成に当たり、ご協力いただいた関係各位に、深く感謝の意を表します。

平成23年3月

社団法人日本物流団体連合会 物流EDIセンター

# 目次

---

1. 本ガイドラインの目的	1
2. 本ガイドラインの適用範囲	2
3. Web-EDIの問題点とその解決方法	
3.1 標準化の問題と解決方法	3
3.2 利便性の問題と解決方法	4
4. 物流版Web-EDI導入時の遵守事項	
4.1 ファイル転送型物流標準EDIの併用	5
4.2 物流版Web-EDI構築時の遵守事項	5
5. 情報種とデータ項目	
5.1 情報種	6
5.2 データ項目	6
6. 画面様式	7
7. ファイルのダウンロード、アップロード	
7.1 新着データの通知	8
7.2 ダウンロードの操作	9
7.3 アップロードの操作	10
8. ファイルのフォーマット	
8.1 CII形式	11
8.2 XML形式	11
8.3 CSV形式	11
9. 物流版Web-EDI構築時の考慮点	
9.1 ネットワーク	13
9.2 Webブラウザ	13
9.3 データ保存期間	13
付録：CSV形式フォーマットの事例	14

# 1. 本ガイドラインの目的

近年、導入の手軽さなどから物流版Web-EDI（物流業務の企業間取引に適用するWeb-EDI）が普及してきており、なお一層、増加の傾向にある。

これらの物流版Web-EDIの構築が各社に任されていることから、物流版Web-EDIが個社仕様となっており、Webブラウザなどで対応するクライアント側に以下のような問題を発生させている。

## ①標準化の問題

- ・取引先ごとに異なるクライアント画面の操作が求められ、多端末現象ならぬ多画面現象を招いている。

## ②利便性の問題

- ・社内システムとのデータ連携のために、クライアント画面を介した再入力が発生することから、入力負荷の増大と入力ミスを多発させている。
- ・本来のEDIであれば必要のない画面のハードコピー、帳票などの出力が必要となり、利用者の負荷を増大させている。

これらの問題は、下請取引における問題としても顕在化してきており、下請法に抵触する恐れが指摘されている。

本ガイドラインは、上記の物流版Web-EDIの問題を解決し、下請法に適切に対応するためのガイドラインを提示することを主な目的としている。

### 本ガイドラインにおける必須事項と推奨事項の表現

- ・本ガイドラインに準拠する場合に、必ず守らなければならない事項（必須事項）には、「…しなければならない。」と表現し、できれば守ってほしい事項（推奨事項）には、「…することが望ましい。」と表現している。
- ・本ガイドラインに準拠していると称する場合には、必須事項を満たす必要がある。

## 2. 本ガイドラインの適用範囲

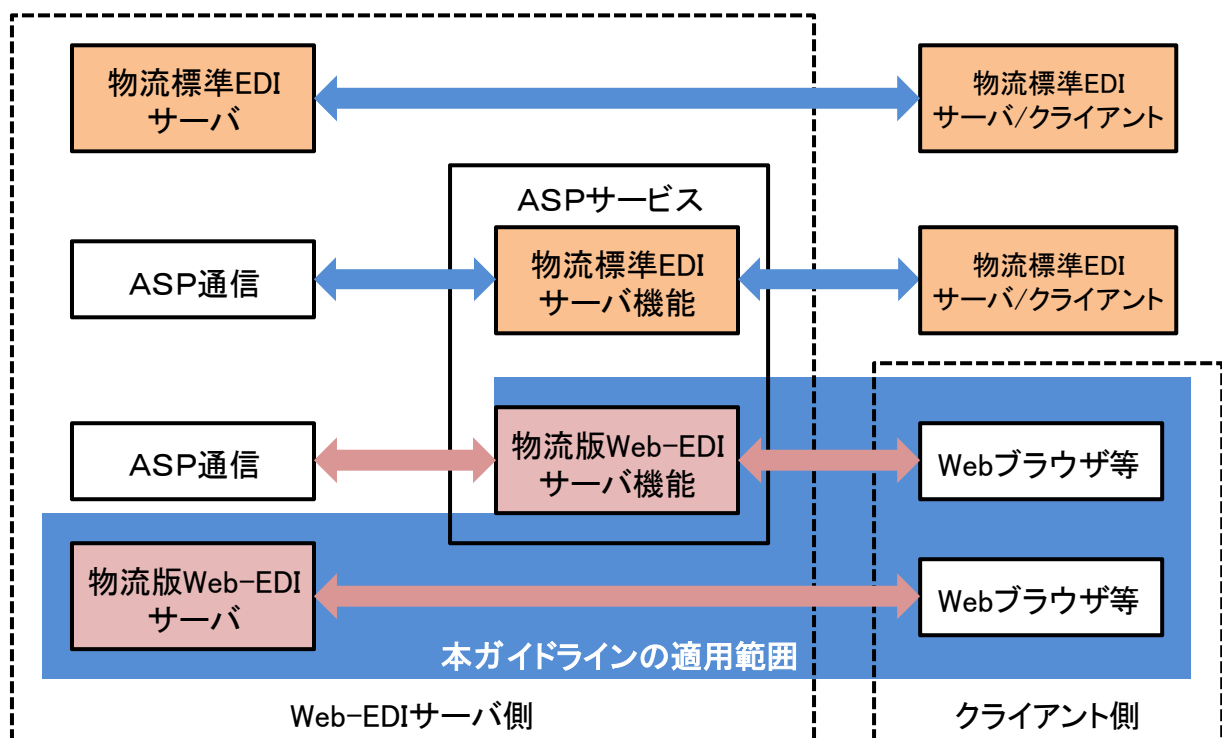
物流版Web-EDIは、物流版Web-EDIサーバと、クライアントとなるWebブラウザ等との間で通信を行うことにより実現される。

物流版Web-EDIサーバを構築する側は、物流版Web-EDIサーバを自社に設置するか、またはASPサービスが提供する物流版Web-EDIサーバ機能を利用する。クライアント側は、Webブラウザ等を使用して物流版Web-EDIサーバと通信を行う。

本ガイドラインの適用範囲は、図表-1に示すように物流版Web-EDIサーバまたはASPサービスが提供する物流版Web-EDIサーバ機能と、Webブラウザ等のクライアント、およびその間の通信を対象とする。

物流版Web-EDIサーバを構築する側は、取引先がファイル転送型物流標準EDIへの対応が可能にもかかわらず、物流Web-EDI対応を強要してはならない。すなわち、物流版Web-EDIサーバを構築する側は、物流標準EDIサーバも合わせて設置するか、またはASPサービスの物流標準EDIサーバ機能を利用して、取引先に対してファイル転送型物流標準EDIによる取引も選択できる環境を整えておかなければならない。

図表-1 本ガイドラインの適用範囲



## 3. Web-EDIの問題点とその解決方法

上記に述べた個社別の物流版Web-EDIの問題に対して、本ガイドラインではどのような方法で解決しているのかを以下に示す。

### 3. 1 標準化の問題と解決方法

個社別の物流版Web-EDIでは、取引先ごとに異なるクライアント画面の操作を求められ、多端末現象ならぬ「多画面現象」を招いている。

これらの問題点を解決する方法を以下に示す。

#### ①クライアント画面様式の統一

クライアントの画面様式がバラバラであることが、多画面現象を引き起こしている最大の要因である。クライアント画面を統一することでこの問題を解決できるが、現時点では画面様式を詳細に規定することは難しい。

このため、本ガイドラインではクライアントの画面様式は規定せず、今後の検討課題とする。

#### ②クライアント画面のデータ項目統一

物流版Web-EDIサーバとクライアントとの間で使用するデータ項目は、JTRNおよび「物流XML/EDI標準」に定義するデータ項目と対応のとれたものとする。

また、データ項目名の表記は、JTRNおよび「物流XML/EDI標準」に定義するデータ項目名に準拠する。

これにより、データ項目の意味と表記が統一され多画面現象の問題の一部は解消される。

(注) JTRNおよび「物流XML/EDI標準」は、下記のURLにて参照できる。

<http://www.butsuryu.or.jp/edi/index.html>

### 3. 2 利便性の問題と解決方法

個社別の物流版Web-EDIでは、クライアント画面を介した再入力が発生し、入力負荷の増大と入力ミスが多発させている。また、本来のEDIであれば必要のない画面のハードコピー、帳票などの出力が必要となり、利用者の負荷を増大させている。

これらの問題を解決する方法を以下に示す。

#### ①ダウンロード、アップロード機能の提供

クライアント側の操作により、取引データのダウンロード、アップロードを可能とし、取引先との間で電子データによる交換を可能とする。

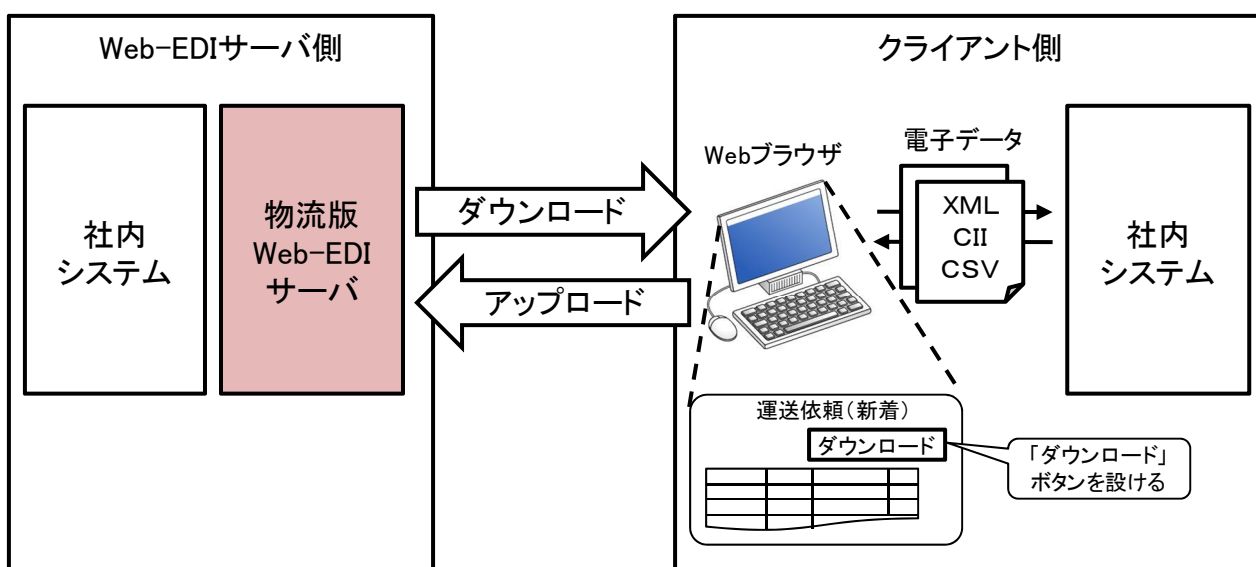
これにより、クライアント側において社内システムとのデータ連携が可能となり、再入力や不必要なハードコピー、帳票などを出力しなくて済むようになる。

#### ②ダウンロード、アップロードに使用するデータ項目、ファイル様式の統一

ダウンロード、アップロードする取引データのデータ項目は、JTRNおよび「物流XML/EDI標準」に規定するデータ項目を使用する。また、ダウンロード、アップロードするファイルの統一様式を定める。

これにより、社内システムとのデータ連携において取引先ごとの個別処理を不要とし、社内システムとのデータ連携がスムーズにできるようになる。

図表-2 ダウンロード、アップロード機能



## 4. 物流版Web-EDI導入時の遵守事項

ここでは、物流版Web-EDIシステム導入時の遵守事項について記載する。

### 4. 1 ファイル転送型物流標準EDIの併用

複数企業と取引を行っている取引先は、ファイル転送型物流標準EDIを構築済みの場合が多いため、物流版Web-EDIサーバを構築する荷主企業または物流事業者は、物流版Web-EDIだけでなくファイル転送型物流標準EDIも併せて提供することとし、取引先に対しWeb-EDIの対応を強要することなくファイル転送型物流標準EDIの選択も可能とさせなければならない。

ここでのファイル転送型物流標準EDIは、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」に準拠したものとしなければならない。

### 4. 2 物流版Web-EDI構築時の遵守事項

#### (1) 情報種とデータ項目

物流版Web-EDIにおける取引データの単位（情報種）およびデータ項目は、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」に準拠しなければならない。

#### (2) 画面仕様

物流版Web-EDIにおけるクライアント画面の仕様は、本ガイドラインに準拠しなければならない。

#### (3) ダウンロード、アップロード

社内システムとのデータ連携を可能とするために、クライアント側において取引データを電子ファイルによりダウンロード、アップロードする機能を提供しなければならない。ダウンロード、アップロードする機能は、本ガイドラインに準拠して作成しなければならない。

#### (4) ファイル仕様

ダウンロード、アップロードするファイルの仕様は、本ガイドラインに準拠しなければならない。



## 5. 情報種とデータ項目

ここでは、物流版Web-EDIに使用する取引データの単位（情報種）とデータ項目について規定する。

### 5. 1 情報種

物流版Web-EDIで使用する情報種は、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」の情報種（標準メッセージ、ビジネスドキュメント）に準拠しなければならない。

ここで、情報種とは、運送依頼、出荷依頼などの取引単位のデータ項目の集合をいう。

JTRNまたは「物流XML/EDI標準」では、取引者相互間で交換する標準メッセージ、またはビジネスドキュメントの単位が情報種である。

物流版Web-EDIにおける、画面操作による送受信単位、あるいはダウンロード、アップロードするファイルの単位は、一つの情報種または複数の情報種となる。

### 5. 2 データ項目

物流版Web-EDIで使用するデータ項目とその意味は、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」の情報種（標準メッセージ、ビジネスドキュメント）のデータ項目定義に準拠しなければならない。

データ項目名は、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」に定義するデータ項目名を使用することが望ましい。やむを得ず、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」に定義するデータ項目名を使用できない場合は、JTRNまたは「物流XML/EDI標準」に定義するデータ項目名との対応関係をマニュアル等で明らかにしておかなければならない。

## 6. 画面様式

クライアント画面の様式がバラバラであることが、多画面現象を引き起こしている最大の要因である。しかし、現時点では画面様式を詳細に規定することは難しいため、本ガイドラインの本バージョンでは画面様式を規定していない。

多画面現象による利用者の負荷を軽減する方法としては、

- ①大まかな画面のレイアウトをエリア単位にゆるやかに決める、
- ②ASP間連携機能により、1つのASP画面で複数の取引先に対応できるようにする、
- ③XMLスタイルシートのような画面データ項目と受信データのリンク機能を活用してクライアント側の画面様式を統一する、

などの方法が考えられるが、これらの解決策の検討は、今後の検討課題とする。

## 7. ファイルのダウンロード、アップロード

ここでは、クライアント側の操作により、物流版Web-EDIサーバからファイルをダウンロード、または物流版Web-EDIサーバへファイルをアップロードするためのガイドラインを示す。

### 7. 1 新着データの通知

クライアント側にダウンロードするファイルが届いた場合に、クライアント側にデータの新着を通知する機能を設けなければならない。

この新着データの通知機能は、以下の要件を備えなければならない。

- ①新着データの通知は、ファイルのダウンロード以前に確認できなければならない。  
（例）ログインした直後の画面に新着データが届いている旨を表示する。
- ②定期的なファイルの授受が無いことも考慮し、ログインしなくともファイルの新着を確認できることが望ましい。  
（例）電子メールで新着データを受信した旨を通知する。
- ③新着データの通知は、データが届いてから30分以内に行われることが望ましい。
- ④新着データの通知内容は、新着データを受信した「情報種」の通知程度とし、データ内容は記載しないことが望ましい。

## 7. 2 ダウンロードの操作

### 1) ファイルのダウンロード単位

ファイルのダウンロード単位は、以下の2通りの方法を想定する。

#### ①情報種を指定してダウンロード

1種類の情報種を指定して、その時点の新着データをまとめてダウンロードできなければならない。

#### ②情報種を問わずに一括してダウンロード

情報種を問わず、その時点の新着データを一括してダウンロードできることが望ましい。

ただし、XML形式ファイルの場合は情報種を混在したデータを1ファイルとすることはできないため、本機能はサポートしない。

### 2) ダウンロードの状況確認

クライアント側において、ダウンロード状況およびダウンロード結果を確認できる機能を提供しなければならない。

### 3) 再ダウンロード

クライアント側において、何らかの理由でダウンロードしたファイルが再度必要となった場合、クライアント側からの依頼により再ダウンロードできる機能を提供しなければならない。

再ダウンロードできる機能では、Webインタフェースにより、再ダウンロードできるファイルを検索でき、再ダウンロードするファイルを指定してダウンロードできなければならない。

## 7. 3 アップロードの操作

### 1) ファイルのアップロード単位

ファイルのアップロード単位は、以下の2通りの方法を想定する。

#### ①情報種を指定してアップロード

1種類の情報種を1ファイルとして、まとめてアップロードできなければならない。

#### ②情報種を問わずに一括してアップロード

情報種を混在して1ファイルとし、一括してアップロードできることが望ましい。

ただし、XML形式ファイルの場合は情報種を混在したデータを1ファイルとすることはできないため、本機能はサポートしない。

### 2) アップロードの状況確認とエラー通知

#### ①アップロード状況確認

クライアント側において、アップロード状況をエラー内容も含めて確認できる機能を提供しなければならない。

#### ②エラー通知

アップロード時に発生したエラーは、その操作時点でエラーを検知し通知することが望ましい。これができない場合は、メール通知のように、物流版Web-EDIへログインしなくとも検知できる方法をサポートすることが望ましい。

#### ③エラー通知の内容

通信エラー、データ形式エラーの場合は、エラーの理由、エラーの不良個所をクライアント側に通知できることが望ましい。

業務的な整合性レベルのエラーの場合は、クライアント側のアップロード状況確認機能で、より詳細な情報を確認できることが望ましい。

### 3) リカバリー方法

複数の情報種をアップロードした場合、リカバリーの容易さを考慮して、アップロードしたファイル全体をエラーとして扱わなければならない。従って、アップロードでエラーが発生した時は、不良部分を修正したファイル全体を再送してリカバリーできなければならない。

リカバリー操作時には、アップロード状況確認の機能を参照しながらリカバリーを行うこととなる。

## 8. ファイルのフォーマット

ダウンロード、アップロードするファイルの形式は、以下のC I I形式、またはXML形式とすることが望ましいが、送受信者間の協議によりCSV形式も可能とする。

### 8. 1 C I I形式

J T R Nの標準メッセージ仕様およびC I Iシンタックスルールによる交換構造に準拠したファイル形式である。

1つのファイル単位は、以下の3種類のレコードから構成される。

- ①メッセージグループヘッダレコード
- ②トランザクションレコード
- ③トレーラレコード

### 8. 2 XML形式

「物流XML/EDI標準」のビジネスドキュメント仕様およびXMLスキーマによる交換構造に準拠したファイル形式である。

### 8. 3 CSV形式

CSV形式のファイル形式である。

文字コードはシフトJISが望ましい。

各項目の区切りを示す文字は、カンマ(,)またはタブで行い、文字項目はダブルコーテーション(“)でくくらなければならない。

各項目の並びはJ T R Nまたは「物流XML/EDI標準」の標準メッセージまたはビジネスドキュメント(標準メッセージ等)の順序に従うことが望ましい。

使用するデータ項目については、標準メッセージ等の全てのデータ項目を設定することが望ましいが、簡便性を考慮し、送受信者の協議により、標準メッセージ等の中からデータ項目を選定して設定することも認める。

最大繰返し数については、送受信者の協議により、標準メッセージ等の最大繰返し数の範囲内で、適用する最大繰返し数をあらかじめ定めておかななければならない。

(注) 標準メッセージ等の全てのデータ項目を使用せずに、データ項目を選別して設定した場合は、データ項目の追加、削除時の柔軟性が損なわれることに留意しなければならない。

C S V形式ファイルのレコード構成は、以下の2つの方法のいずれかによらなければならない。このレコード構成は、J E I T AのW e b - E D Iガイドラインに準拠している。

1) 1種類の情報種のみを1ファイルとする場合

「ヘッダーレコード」、「データレコード」の2種類のレコードで構成することが望ましい。ただし、送受信者の協議により、ヘッダーレコードの省略を可能とする。

[C S V形式のレコードフォーマット例]

	データ処理 No.	情報区分コード	.....	運送依頼番号	着荷指定日	荷届先名(漢字)	.....
	00001	3001	1	2011030001	20110302	倉庫A	
	00002	3001	1	2011030002	20110302	倉庫B	

→データレコード

→ヘッダーレコード

2) 複数種類の情報種を一括して1ファイルとする場合

「ヘッダーレコード」、「データレコード」、「トレーラレコード」の3種類のレコードで構成することが望ましい。

[C S V形式のレコードフォーマット例]

ヘッダーレコード "0C"	データ処理 No.	情報区分 コード	.....	運送依頼番号	着荷指定日	荷届先名(漢字)	.....
データレコード "1D"	00001	3001		2011030001	20110302	倉庫A	
データレコード "2D"	00002	3001		2011030002	20110302	倉庫B	
トレーラレコード "0E"							
ヘッダーレコード "0C"	データ処理 No.	情報区分 コード	.....	運送依頼番号	運送梱包総個 数(報告)	荷届先名(漢字)	.....
データレコード "1D"	00003	3201		201103003	50	卸店C	
データレコード "2D"	00004	3201		201103004	100	卸店D	
トレーラレコード "0E"							

## 9. 物流版Web-EDI構築時の考慮点

物流版Web-EDIは、中小規模の企業でも利用できることが利点であり、この利点を生かすために特殊なツールやソフトなどを用いず、広く一般的に普及されているツールやソフトなどを用いることが望ましい。

### 9. 1 ネットワーク

物流版Web-EDIのネットワークには、基本的にはインターネットを利用することが望ましい。インターネットは不特定多数が利用するネットワークであるため、SSLの実装などセキュリティ面を考慮しなければならない。

企業のセキュリティポリシーなどによって、セキュリティの高いVPN等を利用する場合には、利用者が技術的に対応できない場合などの問題が発生することが考えられるため、十分なサポート体制を整えておかなければならない。

### 9. 2 Webブラウザ

クライアント側で使用するWebブラウザは、多種多様なものが市場に提供されているが、製品あるいはバージョンごとに実装されている機能に差異がある。このため、特殊な環境に依存しない物流版Web-EDIサーバを構築することが望ましい。

物流版Web-EDIサーバを構築する場合には、対応できるWebブラウザの種類とバージョンを明らかにしておかなければならない。Webブラウザのバージョンアップがあった場合には、新しいバージョンで利用した場合に不具合が発生しないかテストを行い、対応可能かどうかをユーザに連絡しなければならない。

### 9. 3 データ保存期間

物流版Web-EDIサーバ内にデータを保存しておく期間について、利用者との間で合意しておくことが望ましい。例えば、アップロード後15日間、データ確認後15日間など。



## 付録：CSV形式フォーマットの事例

1種類の情報種のみを1ファイルとする場合のCSV形式フォーマットの事例を、運送依頼情報を例にして以下に示す。

### (1) ヘッダーレコードの事例

ヘッダーレコードの事例を示す。

#### (前提条件)

- ・送受信者の協議により、使用するデータ項目を選別して設定した。
- ・送受信者の協議により、明細の最大繰返し数を3とした

#### (事例)

データ処理 No.,情報区分コード,データ作成日,訂正コード,データ作成時刻,運送依頼番号,運送依頼年月日,集荷希望日,集荷希望時刻,着荷指定日,着荷指定時刻,出荷場所名(漢字),荷届先名(漢字),明細番号\_1,商品名1(漢字)\_1,個数(依頼)\_1,明細番号\_2,商品名1(漢字)\_2,個数(依頼)\_2,明細番号\_3,商品名1(漢字)\_3,個数(依頼)\_3,運送梱包総個数(依頼)

### (2) データレコードの事例

上記のヘッダーレコードの事例に対応したデータレコードの事例を示す。

#### (前提条件)

- ・送受信者の協議により、使用するデータ項目を選別して設定した。
- ・送受信者の協議により、明細の最大繰返し数を3とした
- ・明細のデータレコードは2レコードとした
- ・2レコード目の3番目の明細データは無いものとした

#### (事例)

00001,"3001","20110301","1","173001","2011030001","20110301","20110302","1030","20110302","1530","工場A","倉庫A",00001,"加工食品A",40,00002,"加工食品B",30,00003,"加工食品C",20,90  
00002,"3001","20110301","1","173002","2011030002","20110301","20110302","1030","20110302","1630","工場B","倉庫B",00001,"電気部品A",20,00002,"電気部品B",35,,,,55

---

## 物流版Web-EDIガイドライン（第1版）

---

平成23年3月

社団法人日本物流団体連合会 物流EDIセンター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-3 全日通霞が関ビル

TEL：03-3593-0139

<http://www.butsuryu.or.jp/edi/>

---

禁無断転載